

豊中市条例第57号

豊中市立人権平和センター条例

(設置)

第1条 基本的人権尊重の精神に基づき，差別や偏見のない人権尊重に根ざしたまちづくりをすすめ，同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を図り，もって平和な社会の実現に寄与するため，豊中市に人権平和センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 人権平和センターの名称及び位置は，次のとおりとする。

(1) 名称 豊中市立人権平和センター豊中

(2) 位置 豊中市岡町北3丁目13番7号

2 人権平和センターに分館を置き，その名称及び位置は，次のとおりとする。

(1) 名称 豊中市立人権平和センター螢池

(2) 位置 豊中市螢池北町2丁目3番1号

(事業)

第3条 豊中市立人権平和センター豊中又は豊中市立人権平和センター螢池（以下「センター」という。）は，第1条の目的を達成するため，次に掲げる事業を行う。

(1) 人権及び平和に係る啓発に関すること。

(2) 人権及び平和に係る調査及び研究に関すること。

(3) 市民の総合相談及び福祉の推進に関すること。

(4) 市民の交流活動の促進及び自主的まちづくり活動の支援に関すること。

(5) その他市長が必要と認める事業

2 市長は，前項の事業の実施に支障のない限りにおいて，センターの施設を一般の利用に供することができる。

(以下省略)